

特別区設置協定書についてお知らせします

特別区設置協定書の内容を、下記の広報紙などでわかりやすくご説明しています。

※特別区設置協定書は、特別区の設置の日や区の名称及び区域、特別区と大阪府の事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

1 説明パンフレット



特別区設置協定書の内容を説明した冊子

2 タブロイド版 広報紙



特別区設置協定書の概要を記載した広報紙

市内の全てのご家庭に、上記の2つを順次お届けします。
(①は9月下旬、②は10月上旬にお届けします。)
10月11日(日)までに届かない場合や点字版を希望される方は、
問い合わせ先に電話またはファックスでお申し込みください。

特別区設置協定書についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ ▶ 副首都推進局問い合わせ担当 ☎ 6208-8989 FAX 6202-9355

※以下の放送、放映については9月9日現在のものです、変更する場合があります。

◆ ケーブルテレビの無料番組放送

『特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)について』

J:COM(ジェイコム)・Baycom(ベイコム)(地上デジタル放送11チャンネル)で、10月11日(日)まで1日2種類放送しています。

J:COM(ジェイコム):12:30~13:00、22:00~22:30
Baycom(ベイコム):14:00~14:30、21:30~22:00

◆ 住民説明会の録画放映

特別区設置協定書の内容をご説明した住民説明会の模様をYouTubeで録画放映しています。質疑応答などもご覧いただけます。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。



大阪市 特別区制度

検索